

2025 年7月 15 日

農林水産大臣 小泉進次郎 様
(独)農林水産消費安全技術センター
理事長 木内 岳志 様
日本農林規格調査会
会長 中嶋 康博 様

消費者の選ぶ権利を侵害する「あきたこまちR」の「品種群設定」の撤回と
「有機 JAS」における重イオンビーム使用の放射線育種技術の禁止を求める要望書

2025 年「あきたこまちR」問題全国ネットワーク＊

冠省

標記の件は、ご承知のように、今、秋田県が進めている2025年産米からカドミウム低吸収性品種への全面切替え（「あきたこまち」から「あきたこまちR」へ）に関わる要請です。私たちはすでに昨年度から、院内において農林水産省、消費者庁と意見交換会を実施してきました（2024 年 6 月 14 日、9 月 30 日）。しかしながら、現時点で対応がみられないことから、去る6月17日、特に消費者向けの容器・包装、広告などの表示問題及び「有機 JAS」の問題にしばって院内において再度、意見交換をいたしました。

その中で私たちが強調したのは、従来品種の「あきたこまち」と新品種「あきたこまちR」とのさまざまな点での違いについてです。後者は特に、育種の過程で重イオンビームの照射技術を利用した放射線育種由来の品種ですが、従来の放射線育種で使われてきたガンマ線の植物・遺伝子への作用や影響とはかなり異なるものである点です。それに加え、主食である食用の米での実用化は日本でも世界でも初めてのものであることです。

農林水産省との質疑応答において、こうしたガンマ線使用と重イオンビーム使用の育種の違いを前提とした「有機 JAS」における重イオンビーム育種の品種（種苗）の使用の可否についても、また、外国との「有機 JAS」同等性の協議においても、議題に出して検討・審議した経過はなかったことが明らかになりました。

この秋には秋田で収穫される「あきたこまちR」の流通が始まります。そこで、以下の2点の要望について、直ちに対応をとられるよう申し入れます。

1. 消費者の選ぶ権利を侵害する「あきたこまちR」の「品種群設定」の撤回を求めます。

貴省は、秋田県知事からの申請で、「あきたこまち」と「あきたこまちR」を「品種群」とすることを認めて 2024 年 4 月に要領改定をしました。しかし、現時点で、これらの 2 品種間には著しい品種の違いのあることが明らかにされていることから、このまま品種群として認め続けることは、消費者が従来品種の「あきたこまち」であると誤認するおそれがあり、消費者の基本的な権利である「選ぶ権利」「知る権利」を侵害し、合理的な選択を阻害する不適正な表示となることは明らかです。

さらに、「品種群設定」の本来の主な目的である「流通の円滑化」についても、消費者が購買のめやすにしてきた「あきたこまち」という表記をみても従来品種を「選べない」という状態になることから、流通の混乱を招くおそれがあります。

そのため、「あきたこまち」と「あきたこまちR」の「品種群設定」の撤回を要望します。

2. 「有機 JAS」における重イオンビーム使用の放射線育種技術の禁止措置を求めます。

「有機 JAS」は、有機農業でつくられた有機農産物等を消費者が選択する際の目安になる「消費者の合理的な選択に資するための食品表示」の一つです。有機農業は、世界的な連携により進められている持続可能な農業の主流となる農業システムであり、その理念・原則や有機認証基準には共通性があり、日本においても消費者(国民)の「有機」食品に対する認識は概ね共通しています。

育種(品種改良)の過程で放射線を使う放射線育種について、2000 年に「有機 JAS」が制定された時にはそうした育種方法は看過され、ガンマ線利用の放射線育種由来の品種の種苗は「有機 JAS」において議論もないまま認証することが既成事実化してきました。しかし、「あきたこまちR」の育種過程で使われたのは、植物・遺伝子への作用や影響がガンマ線とはかなり異なる重イオンビームです。そして、この間の分子生物学、遺伝子工学(バイオテクノロジー)等の発展によるゲノム解析等の知見により、「特定の遺伝子」の欠失がわかるようになっていきます。これらのことから、遺伝子操作技術、とりわけ「ゲノム編集技術」と同様に、遺伝子を改変する技術と同等の技術であるとみなすことができます。

「有機 JAS」が法制上準拠すべきコーデックス有機ガイドライン(FAO/WHO 合同食品規格委員会)の「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン CAC/GL 32-1999」における遺伝子組換え技術については、「遺伝子操作／遺伝子組換え生物(GEO/GMO)」として、これを生産・加工等の基準から適用を「除外」するとして、禁止技術としています。

そして、その理由は、「有機生産の原則に適合しないから」であるとし、その「解説と定義」で、「遺伝子操作／遺伝子組換え生物、また、それらに由来する製品は、交配又は自然な組換えによって自然に生じることのない方法で遺伝物質を変化させる技術を用いて生産される。」と述べています。なお、この解釈については、コーデックス有機ガイドラインではそうした技術を使うか使わないかといういわゆるプロセスベースで扱い、しかも後代種も含める考え方をとっているのが、特定の遺伝子を欠失させるゲノム編集技術の使用が禁止されるのと同様、重イオンビーム育種についても同様に禁止技術とされるはずだと考えます。

貴省は、2024 年 7 月 1 日の有機 JAS 告示の改定に合わせて、有機 JAS 等の「Q&A」を改訂し、その中で問 10-10 を新設し、従来からのガンマ線使用と重イオンビーム使用の放射線育種の区別なく、放射線育種由来の品種の種苗を有機 JAS 認証してもよいと容認した「見解」を公表しています。この見解は、上述のように、重イオンビーム使用の育種については検討もなされていない段階であり、そして「有機」の原則や消費者一般(海外も含む)の「有機」認識からすれば「禁止技術」とされてしかるべきであることから、「有機 JAS」への信頼を損なわないためにも、直ちに問 10-10 を取り下げ、同時に「有機 JAS」において重イオンビーム育種由来の品種の種苗の使用を禁止する措置をとることを要望します。

以上

* 2025 年「あきたこまちR」問題全国ネットワークについて

2024 年 3 月 19 日に『あきたこまちを守ろう』東京集会」に参集した全国の市民、消費者、農業、環境団体等で結成。

連絡先・事務局

OK シードプロジェクト

〒180-0003 東京都武蔵野市吉祥寺南町 5-11-2

NPO 法人メダカのがっこう気付

ウェブサイト:<https://okseed.jp/> メール:komachi@okseed.jp